有人国境離 島地域の保全及び特定有 人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案要綱

第一 目的(第一条関係)

この法律は、 我が国 |の領海、 排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、 有

人国境離島地域が有する我が国の領海、 排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維

持するため、 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措

置を講じ、 もって我が国の領海、 排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とすること。

第二 定義 (第二条関係)

この法律において 有 人国境離 島地: 域 とは、 次に掲げる地域をいうこと。

1 自 然的経 済的: 社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離 島で構成される地域 (当該 離島 \mathcal{O}

うちに領海及び接続水域に関する法律第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線 同 法第二

条第一項に規定する基線をいい、 同項の直線基線の基点を含む。 2において 「領海基線」という。)

を有する離島があるものに限る。) 内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域

2 1 っ の ほ か、 領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するものの地域

二 この法律において「特定有人国境離島地域」とは、 有人国境離島地域のうち、 継続的な居住が可能と

なる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるものとして別表に掲げ

るものをいうこと。

第三 国の責務 (第三条関係)

国は、 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策

定し、及び実施する責務を有すること。

第四 基本方針 (第四条関係)

内閣総理大臣は、 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する

基本的な方針 (以下「基本方針」という。) を定めるものとすること。

二 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとすること。

1 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の意義及び方向に関する

事項

2 国の行政機関の施設の設置に関する基本的な事項

- 3 国による土地 の買取り等に関する基本的 な事項
- 4 港湾等の整備に関する基本的 な事 項
- 5 外国 船 舶による不法入国等の違法行為の防止に関する基本的な事項
- 6 広域の見地からの連携に関する基本的な事項

7

- 8 第十三の国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化に関する基本的な事項

第十二の国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化に関する基本的な事項

- 9 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担 の軽減に関する基本的な事項
- 10 雇用機会の拡充等に関する基本的 な事項
- 11 安定的 な漁業経営の 確保等に関する基本的な事項
- 12 1 か 5 11 までに掲げるもののほか、 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域

社会の維持に関する重要事項

内閣総理大臣は、 基本方針を定めようとするときは、 関係行政機関の長 (関係行政機関が国家公安委

員会である場合にあっては、 国家公安委員会) に協議しなければならないこと。

匹 関係地方公共団体は、 基本方針に関し、 内閣総理大臣に対し、 意見を申し出ることができること。

五. 内閣 総理大臣は、 基本方針を定めたときは、 遅滞なく、 これを公表しなければならないこと。

六 三及び五は、基本方針の変更について準用すること。

第五 国の行政機関の施設の設置 (第五条関係)

国は、 有人国境離島地域に国の行政機関の施設を設置するよう努めるものとすること。

第六 国による土地の買取り等 (第六条関係)

国は、 有人国境離島地域内の土地であって、 当該有人国境離島地域の保全のため国が適切な管理を行う

必要があると認められるものについては、買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

第七 港湾等の整備 (第七条関係)

国及び地方公共団体は、 領海、 排他的経済水域等の保全等に関する活動に利用される有人国境離島地域

内]の港湾、 漁港、 道路及び空港の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

第八 外国船舶による不法入国等の違法行為の防止 (第八条関係)

国及び地方公共団体は、 有人国境離島地域及びその周辺の海域について、 外国船舶による不法入国等の

違法行為の防止 のための体制 の強化その他 の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

第九 広域の見地からの連携 (第九条関係)

国及び地方公共団体は、 有人国境離島 地域の保全を図るに当たっては、 当該有人国境離島地域を超える

広域の見地からの関係機関の連携が図られるよう配慮するものとすること。

第十 都道県計画 (第十条関係)

特定有人国境離島地域をその区域に含む都道県は、 基本方針に基づき、 当該特定有人国境離島地域に

ついて、その地域社会の維持に関する計画 (以下単に 「計画」という。) を定めるよう努めるものとす

ること。

計画は、 おおむね次に掲げる事項について定めるものとすること。

1 特定有人国境離 島 地域に係る地域社会の維持の基本的方針に関する事項

2 第十二の国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化に関する事項

3 第十三の国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化に関する事項

4 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減に関する事項

- 5 雇用機会の拡充等に関する事項
- 6 安定的な漁業経営の確保等に関する事項
- 7 1 から6までに掲げるもののほ か、 特定有一 人国境離島地域に係る地域社会の維持に関し必要な事項
- 都道県は、 特定有人国境離島地域について計画を定めようとするときは、 あらかじめ、その全部又は
- 部の区域が当該特定有人国境離島地域である市町村の意見を聴かなければならないこと。
- 兀 その全部又は一部の区域が一の特定有人国境離島地域である市町村は、 当該特定有人国境離島地域に

係る計画が定められていない場合には、 単独で又は共同して、 都道県に対し、 当該特定有人国境離島地

域について計画を定めることを要請することができること。

五. 四による要請があったときは、 都道県は、 速やかに、 当該要請に係る特定有人国境離島地域について

計画を定めなければならないこと。

六 都道県は、 計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、直ちに、これを内閣総理大臣

に提出しなければならないこと。

七 内閣総理大臣は、 六により計画の提出があった場合においては、 直ちに、 その内容を関係行政機関の

長に通知しなければならないこと。この場合において、 関係行政機関の長は、 当該計画についてその意

見を内閣総理大臣に申し出ることができること。

八 内閣 総理大臣は、六により提出された計画が基本方針に適合していないと認めるときは、 当該都道県

に対し、これを変更すべきことを求めることができること。

九 内閣総理大臣は、六により提出された計画について八による措置を執る必要がないと認めるときは、

その旨を当該都道県に通知しなければならないこと。

+ 三、 四及び六から九までは、 計画の変更について準用すること。

第十一 財政上の措置等 (第十一条関係)

国は、 毎年度、 予算で定めるところにより、 計画の円滑な実施その他の特定有人国 **|境離**| 島地域に係る地

域社会の維持に関する施策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

第十二 国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化 (第十二条関係)

国及び地方公共団体は、 国内 一般旅客定期航路事業等(特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及

び特定有人国境離島地域内を連絡する航路における一般旅客定期航路事業及び人の運送をする貨物定期航

路事業をいう。)に係る旅客の運賃及び料金の低廉化について特別の配慮をするものとすること。

第十三 国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化 (第十三条関係)

国及び地方公共団体は、 国内定期航空運送事業 (特定有人国境離 島地域とその他の本邦の地域及び特定

有人国境離島地域内を連絡する航空路における国内定期航空運送事業をいう。) に係る旅客の運賃の低廉

化について特別の配慮をするものとすること。

第十四 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減 (第十四条関係)

国及び地方公共団体は、 特定有人国境離島地域の住民の生活又は事業活動に必要な物資であって、 当該

特定有人国境離島地 域における居住又は事業の継続に特に寄与すると認められるものの購入等に要する費

用の負担の軽減について適切な配慮をするものとすること。

第十五 雇用機会の拡充等 (第十五条関係)

国及び地方公共団体は、 特定有人国境離島地域の住民の雇用機会の拡充を図るため、 特定有人国 |境離

島地域において事業を営み、 又は営もうとする者が行うその事業の事業規模若しくは事業活動の拡大又

は事業の開始に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするものとすること。

国及び地方公共団体は、 の事業に係る専門的な知識又は技術を有する人材を育成するため、 職業訓

練の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

第十六 安定的な漁業経営の確保等 (第十六条関係)

国及び地方公共団体は、 特定有人国境離島地域においては漁業が重要な産業であること及び我が国 一の領

海、 排他的経済水域等の保全等に重要な役割を果たしていることに鑑み、 特定有人国境離島地域に における

安定的な漁業経営の確保を図り、 及び特定有人国境離島地域の周辺の海域における我が国の 領海、 排他 的

経済水域等の適切な管理に資するため、 特定有人国境離島地域の住民であって特定有 人国 境離 島 地 域の 周

辺 の海 域に お *(* \ て漁業を営むものが行う漁船 の操業に要する費用の 負担の軽減に ついて適切な配慮をする

ものとすること。

第十七 啓発活動 (第十七条関係)

国及び地方公共団体は、 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の必

要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、 広報その他の啓発活動を行うものとすること。

第十八 施行期日等 (附則関係)

この法律は、一部を除き、平成二十九年四月一日から施行すること。

この法律は、平成三十九年三月三十一日限り、その効力を失うこと。

別表(第二の二関係)

三

その他所要の規定を整備すること。

		伊豆諸島南部地域	奥尻島			利尻・礼文	地域の名称特定有人国境離島
八丈島	御蔵島	三宅島	奥尻島		利尻島	礼文島	特定有人国境離島地域を構成する離島
		東京都	北海道			北海道	都道県
八丈町	御蔵島村	三宅村	奥尻町	尻富士町	利尻町 利	礼文町	市町村

		五島列島	壱岐島	対馬	見島				隠岐諸島	舳倉島	佐渡	
中通島 頭ヶ島 桐ノ小島 若松島 日島 有福島	六島 野崎島 納島 小値賀島 黒島 大島 斑島	宇久島 寺島	壱岐島 若宮島 原島 長島 大島	対馬 海栗島 泊島 赤島 沖ノ島 島山島	見島	知夫里島	西ノ島	中ノ島	島後	舳倉島	佐渡島	青ヶ島
		長崎県	長崎県	長崎県	山口県				島根県	石川県	新潟県	
新上五島町	小値賀町	佐世保市	壱岐市	対馬市	萩市	知夫村	西ノ島町	海士町	隠岐の島町	輪島市	佐渡市	青ヶ島村

	יייי ייין אַניין אָניין אַניין אָניין אָניין אָניין אָניין אָניין אָניין אָניין אָניין אַניין אָניין אַניין אַנייי		
	漁生消島		
	奈留島 前島 久賀島 蕨小島 椛島 福江島 赤島		五島市
	黄島 黒島 島山島 嵯峨ノ島		
	江島 平島		西海市
甑島列島	上甑島 中甑島 下甑島	鹿児島県	薩摩川内市
種子島	種子島	鹿児島県	西之表市
			中種子町
			南種子町
	馬毛島		西之表市
屋久島	屋久島 口永良部島	鹿児島県	屋久島町
二島	竹島 硫黄島 黒島	鹿児島県	三島村
吐噶喇列島	口之島 中之島 諏訪之瀬島 平島 悪石島 小宝島	鹿児島県	十島村
	宝島		